

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
指摘事項の内容	<p>収入事務関係</p> <p>・ 調定・収入事務関係 雑入（電気使用料）について、重複して徴収していた月があった。 （地方自治法施行令第154条第1項）</p>	
講じた措置の内容	<p>【原因】 担当者の規則等についての認識・確認不足、また決裁過程で所属長等から担当者に対する指導及び指示確認等が不足していたことが原因であります。</p> <p>【対応】 重複して徴収していた事業者に対して連絡し謝罪のうえ、重複分の返還手続きについて説明しました。財政課及び会計課と協議し、令和5年度予算より事業者へ返還済みです。</p> <p>【再発防止策】 担当者のみならず、所属職員に今回のミスを共有いたしました。重複徴収や徴収もれを発生させないように、調定・収入事務にかかる管理表を作成し係内で共有するとともに、調定伺書をダブルチェックする際に、管理表も併せてチェックする体制を整えました。</p>	

(1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。

(2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	商工観光部	コンベンション推進課
指摘事項の内容	旅行命令・復命書関係 出張旅費を重複して支給しているものがあった。	
講じた措置の内容	<p>【原因】 2つの係のうち一方で起票した後に、それを取り消さずにもう一方の係で同じ旅行命令の伝票を起票したものであり、突発的な出張であったため情報共有が不足していたことが原因であります。</p> <p>【対応】 重複して支給した出張旅費については、返納納付書にて、令和5年9月4日に市へ返納済です。</p> <p>【再発防止策】 重複支給が発覚した令和5年9月以降、旅費の支給をする際は、起票担当者から旅費を受領する者へ支給日を伝え、受領者は支給日に入金を確認することとしました。</p>	

(1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。

(2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。